

○財務省告示第二百八十一号

(明治二十九年法律第五号)

第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年七月二十八日に買入消却した國債の名称等を別表のとおり告示する。

財務大臣 与謝野馨

(別表)

										動券利 ・へ付 物國 年価庫 連債	稱國 債 の 名
第五回			第四回			第三回				第二回	記 号
二億円	十億円	二十億円	三十億円	五億円	百三十五億円	五億円	五億円	四億円	三億円	三億円	總額 額面金額の
九十円六十八銭	八十九円七十四銭	八十九円五十九銭	八十九円三十四銭	九十一円	九十円八十四銭	九十円八十銭	九十六円十銭	九十六円	九十五円七十銭	九十五円六十銭	たり額 面の買入 金額百円 当

<i>〃</i>																
<i>〃</i>	<i>〃</i>	<i>〃</i>	<i>〃</i>	第七回	<i>〃</i>	<i>〃</i>	<i>〃</i>	第六回	<i>〃</i>							
二十七億円	二十億円	五億円	十億円	十二億円	四十一億円	二億円	十五億円	八億円	五十億円	十五億円	十億円	六億円	五億円	二億円	五億円	五億円
九十円五十二銭	九十円四十銭	九十円三十三銭	九十四円	八十九円九十四銭	九十九円九十七銭	九十四円九十七銭	九十五円八十五銭	九十六円五十九銭	九十一円三十九銭	九十一円二十五銭	九十一円二十九銭	九十一円十四銭	九十一円	九十円九十四銭	九十円八十銭	九十円七十銭

合 計	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	第 十 六 回	第 十 五 回	〃	第 十 四 回	第 十 三 回	第 十 二 回	第 十 一 回	〃	〃	〃	〃
円一千百十七億	五十億円	五十億円	五億円	三十二億円	三十億円	十億円	三億円	三十億円	十億円	十億円	三十億円	五億円
	九十円四十錢	九十円	九十一円十錢	九十円十錢	八十九円八十五錢	九十円九十五錢	九十円八十錢	九十一円五十五錢	九十一円五十四錢	九十一円四十八錢	九十一円四十錢	九十一円四十錢